

八王子市立東浅川小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決と継続しての指導（見守り）の取り組みを徹底する。スクールロイヤーとも連携する。

2 主な取り組み

(1) 道徳教育等の充実

- ① 2学期の「道徳授業地区公開講座」ではテーマを絞り、心を育てる取り組みをする。
- ② 校内研究の充実を図り、主体的・対話的で深い学びを実現する指導の工夫～対話を通しての思考力・表現力の育成を目指した教育活動を推進する。
- ③ 生活指導の月目標を学級で取り組む。また、6月、11月、2月のふれあい月間は「まほうの言葉」と位置付けて、学級で考えた心が温くなる言葉についても取り組む。学級ごとに目標を具現化し、用紙に記入して教室に掲示する。当番学年を決めて、児童が朝礼台に上がり発表する。（今年度は、放送で発表する）
- ④ 隔月ごとに「生活指導便り」を発行して、月目標の取組や校内外の児童の様子、学校の取組を紙面で伝える。
- ⑤ 学期始めの年3回4、9、1月に「挨拶・掃除がんばる週間」を設けている児童会の協力を得て、3年生以上の児童自身の主体的な参画。8時15分の開門時間に各学級が当番制で登校してくる児童に「挨拶」をする取り組みを行う。
- ⑥ 縦割り班活動などを通して、思いやりや助け合いを異学年間で学ぶ。
- ⑦ 地域学校運営協議会を中心に家庭や地域、消防署と連携して命の尊さを学ぶ場を、「冬楽校」で設けている。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 「学校いじめ対策委員会」を毎週開き、児童の情報を共有し、組織的に対応する。[構成]校長・副校長・生活指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・SC・担任・学年
- ② 「生活アンケート」を毎月、安全指導日に実施し、問題を抱える児童の早期発見、面談をする。「生活アンケート」後の見取りに重点を置いて、担任は児童と個人面談を計画し実行する。「生活アンケート」は、結果を副校長、校長に報告し、全教員に閲覧する。また、中学3年終了時まで保管する。
- ③ 毎週火、金曜日の夕会時に職員と児童理解、情報の共有を行う時間を設ける。
- ④ スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。学級観察、面談、相談を計画する。必要に応じて夕会で情報提供をしてもらう。
- ⑤ 夏季休業に特別支援教育研修会や学校保健委員会を計画して、対象を保護者や地域に広げて研修する。
- ⑥ 加害児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、SC、SSW、子ども家庭センター、警察、児童相談所等との連携の下、当該児童・生徒が抱える問題の解決を図る。
- ⑦ チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- ⑧ 学校いじめ対策委員会を中心にいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。
- ⑨ いじめの防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。
- ⑩ 学校いじめ対策委員会の年間の活動計画を作成する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 保護者会で児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ② セーフティ教室で高学年は「携帯、ネチケット」の学習を保護者とする。

(4) 「子ども見守りシート」の保護者への周知及び学校での活用

児童の家庭での些細な変化を学校に知らせてもらうことで学校と家庭が連携して「いじめの芽」の段階で早期対応を行う。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

4 重大事態への対応

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

5 校内組織図

SSW、子ども家庭センター、警察、児童相談所

